

社会福祉法人 天心会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間 令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日
2. 当法人における仕事と育児の両立及び女性活躍推進に関する課題
職員の年次有給休暇の取得促進
3. 目標
全職員の年次有給休暇取得率を50%以上とする。
4. 取組内容と実施期間
 - ・令和7年4月1日より、業務改善による業務の効率化を図り計画的な業務遂行を促進することで、休暇が取得しやすい環境の構築を行う。
 - ・令和7年10月1日より、目標を達成できていない 職員へ周知を行い年次有給休暇の取得促進を図る。